

第 2 6 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和7年8月8日（金）午前9時 開会								
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室								
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者								
		1番	米廣 勝	出	2番	野見幸雄	出	3番	松原利志	出
		4番	米原章太郎	出	5番	山本雅之	出	6番	本田 博	出
		7番	村岡幸枝	出					出席 7人	
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者								
		吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出			
		井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人				
4	欠席委員	なし								
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 農林課 課長補佐 河中丈正								
6	議事録署名委員	6番 本田 博 委員 7番 村岡幸枝 委員								
7	議事内容等	(1) 議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請書について（小河内） (2) 議案第78号 農用地利用集積等促進計画案について (3) 議案第79号 地域計画の変更について (4) 議案第80号 農業振興地域整備計画の変更について								
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について (3) 農地の利用目的変更通知書について								
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和7年9月総会 9月12日（金）午前9時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他								
11	閉会	午後10時35分								

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 26 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 昨日農協三朝支所のほうで農事組合長会があり、農業委員会会長にも急遽参加の案内がありまして行ってきました。その中で大きな動きがあったので報告します。この秋のライスセンターの運用が変わるというものです。ヒトメボレ、星空舞については、農協が定型のフレコンを貸し出すのでそれに詰めてライスセンターまで搬入する。農協はそれを大鴨のライスセンターまで運ぶというものです。これについては毎日搬入受付するということでした。コシヒカリ、キヌムスメ、大豆については従来通りの方法で受け付けるとのことでした。当初はすべてやめてしまうような案もあったようだが、この運用となったようです。来年以降はどうなるかはわからないところです。 また大鴨に運んだものについて三朝の米が保有米として戻ってくるのかというところが気になりますが、技術的には難しいのではというお話でした。今後もライスセンターについて農協さんと話をする機会もありますので注目していきたいと思います。 それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、7 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、6 番 本田 博 委員、7 番 村岡幸枝 委員、を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 77 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（小河内）	
議長	「議案第 77 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（小河内）」についてを議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。

	1 ページの議案書を開いていただきたいと思います。 「議案第 7 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（小河内）」について説明させていただきます。 【議案書の朗読】 借受人は、地域の名勝である馬場の滝の来訪者の駐車スペースを確保するため、町の補助金等を活用して駐車場を整備されるものでございます。 用地につきましては、馬場の滝の入口の近くで県道に面した条件で当該農地の選定に至り、使用貸借により利用することで貸渡人との協議がまとまりました。 当該農地は小河内区が利用権を持ち、区民が利用されていましたが、駐車場整備についてそれぞれの同意を得ています。 整備については既存の樹木を伐採及び伐根し、表土をすき取り、採石を敷きならして整地し、進入路とそれに関連する県道側溝を敷設する計画となっております。進入路の施工にあたり県道の道路管理者へ道路工事施工承認、道路占用申請がなされています。 隣接地との境界には土塁を設置し雨水や土砂の流出を防ぐこととしており、農地への影響はないと判断したところです。雨水の排水につきましては地下浸透及び隣接する既存の県道側溝へ流すこととしております。 資力につきましては、町の補助金により金額を確保しており、転用実施は確実に判断したところでございます。 以上、議案第 7 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（小河内）の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 現地確認を行っておりますので、高勢地区の委員さんから報告をお願いします。
4 番農業委員	8 月 6 日午後 1 時 3 0 分に、藤原推進委員、山本事務局長さんで申請地に於いて現地確認を行いました。 対象農地は梅、栗などの果樹が植えてありました、当該農地の隣接は上手に雨量観測所下手に農地、川側は植林地という状況です。周辺に集団の農地がなく周辺の農地の集団化や農作業等の利用の影響はないと思われます。 隣接地との境界には土塁を設けて土砂や雨水の流出を防ぐこととしており、また雨水の排水につきましても、地下浸透及び道路側溝へ排水され周辺への影響は無いものと判断したところです。 以上、現地確認の報告とします。
議長	議案第 7 7 号について現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
	質問等 特になし
議長	ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。

	それでは、「議案第 7 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について(小河内)」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第 7 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について (小河内)」は承認されました。
(2)議案第 7 8 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 7 8 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 7 8 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の 2 7 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 7 8 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】

	無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 7 8 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 7 8 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
(3) 議案第 7 9 号 地域計画の変更について	
議長	「議案第 7 9 号 地域計画の変更について」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは「議案第 7 9 号 地域計画の変更について」を説明させていただきます。 議案書の 3 0 ページを開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読】 農業経営基盤強化法第 1 9 条の規定による地域計画について、同法第 1 9 条第 6 項の規定により、地域計画の内容の変更について農業委員会に協議がありましたのでご意見をいただきたいと思います。 計画変更の協議があったのは、三徳地区、賀茂地区、竹田地区の地域計画です。第 6 期の中山間地直接支払制度の実施にあたり各集落協定で協議が行われ、その結果をふまえて対象農地を追加するものと、集落の消防施設の設置にあたりやむを得ず対象農地から除外するものです。 中山間地域直接支払の対象農地は、地域計画区域内かつ農用地区域内の農地であることが要件となっておりますのでお諮りするものです。 計画の内容につきまして資料に基づき農林課河中課長補佐から説明をいただきます。 計画の内容について資料に基づき、農林課 河中課長補佐が説明。 以上、議案第 7 9 号 地域計画の変更についての説明とさせていただきます。 よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第 7 9 号 地域計画の変更について、ご意見、ご質問はありませんか。
議長	なにか質問はありませんか。ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第 7 9 号 地域計画の変更について」を、承認される方は挙手をお願いします。

	【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第79号 地域計画の変更について」は承認されました。
(4) 議案第80号	農業振興地域整備計画の変更について
議長	「議案第80号 農業振興地域整備計画の変更について」を議案とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 議案書の60ページからお願いします。 【資料に基づき変更内容（農用地域に編入、農用地域から除外）の説明】 このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により三朝町長から協議がありましたので、本委員会にお諮りするものでございます。 案件は、農用地域に編入と農用地域からの除外の2件です。 先ほどの地域計画の変更において、新たに地域計画対象農地とする農地のうち農用地域に編入されていない農地を編入し、地域計画対象外農地とする農用地域内の農地を除外するものです。 法律の施行規則及び内容について資料に基づき、農林課 河中課長補佐が計画変更について説明。 （農業振興地域整備計画の策定又は変更） 第三条の二 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。 2 前項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第一項に掲げる軽微な変更該当するものを除く。）について準用する。 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。 以上で説明を終わります 説明は以上でございます。
議長	事務局の説明は終わりました。 それぞれの対象農地について地区ごとで現地確認を行っていますので、報告をお願いします。 それぞれ地区で確認された農業委員さんから報告をお願いします
2 番農業委員	それでは報告します。 農用地域に編入される片柴地内の農地について、8月6日午後3時に会長さん、秋山推進委員さん、山本事務局長さん、河中課長補佐さんとで、現地の確認を行いました。 現地は何年も水稻を作付けされてこられ、現在もきれいに管理されている様子が見

	られました。中山間地直接支払の協定農地に加えて今後引き続き作付を続けられると のことです。耕作者は今年から町の担い手協議会の会員になられて、意欲的に取り組 んでおり、農用地区域への編入について問題ないと見たところです。
6 番農業委員	それでは報告します。 農用地区域に編入される大谷地内の農地及び農用地区域から除外される曹源寺地内 の農地について、8月6日午後4時に会長さん、楠本推進委員さん、山本事務局長さ ん、河中課長補佐さんとで、現地の確認を行いました。 編入する農地については、水稻が作付けされており、中山間地直接支払の協定農地 に加えて、新規就農を目指す息子さんとともに今後も耕作を計画されているようです。 現状の管理の様子や、耕作者の状況を踏まえて農用地区域の編入について問題は無い と見たところです。 除外する農地については、集落の防火水槽の更新にあたり、現在の防火水槽付近で 利用しやすい条件で当該農地が選定され、代替地がなくやむを得ないものと思われま した。面積も必要最小限であり、残地部分については耕作が可能であるということか ら、農用地区域からの除外は問題ないと見たところです。
議長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
小鹿地区推進 委員	三朝町の農用地は現在どれくらいの面積がありますか
河中課長補佐	農用地は現在567haとなっています。今年度が5年に1回の農用地区域の見直し のタイミングとなっております。農業委員会で行われた非農地化された農地などに を踏まえて見直しを行う予定としています。国の方針としましては生産性を維持する ためにも農用地区域を減らさないという方針で考えられているところです。
議長	その他、何かご質問、ご意見はありませんか。 【「なし」の声、多数あり】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第80号について承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第80号は、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、 引き続き、第6の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、 3件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告(2)の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につき ましては、鳥取県が発注する道路工事及び災害復旧工事にかかる農地の一時転用

	について報告を受けたものでございます。2件の報告を受けております。箇所は坂本地内と柿谷地内です。 報告（3）の農地の利用目的等変更通知書につきましては、地目を田から畑へ変更を行うものです。現状、何年も花きを作られており、現地につきましては高勢地区の農業委員さんとともに確認をしております。 報告事項は以上でございます。 よろしくお願いいたします。
議長	続いて、第7のその他に入ります。 (1) 令和7年9月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 9月12日（金）午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です (2) その他 ・農林課から渇水応急対策のためのポンプ導入支援について ・農地パトロール推進会議の日程について 【協議の結果】 8月19日（火）午前9時から行います。 ・農業者年金加入推進研修会について 会議報告と推進活動について協議。
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前10時35分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月8日

議 長

（記名）

議事録署名委員

6 番 農業委員

(記名)

7 番 農業委員

(記名)
